1月の相談

教育相談

【いなみっ子悩み相談】
▶と　き　月～金曜日　8:30～17:15
▶担　当　教育課指導主事
▶内　容　いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など
▶方　法　電話、面談
教育課　☎492-9149

青少年の教育相談

▶と　き　月～金曜日　9:00～16:30
▶ところ　安全安心まちづくり室（役場本館２階）
▶内　容　青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など（家庭内暴力・薬物乱用など）
高校生も相談できます。
▶方　法　面談、電話
☎0120-96-9695

障がい者なんでも相談

▶と　き
身体に関する相談
月曜日　10:00～12:00
こころの健康に関する相談
火曜日　10:00～12:00
療育に関する相談
金曜日　10:00～12:00
▶対　象　①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人②障害者の家族または介護者等③障害や福祉について相談を希望する人
▶内　容　専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言（要予約）
▶予　約　健康福祉課高年障害係
☎492-9167

身体障がい者の相談

▶と　き　1月17日(金)10:00～12:00
▶ところ　障害者ふれあいセンター
▶対　象　障害者手帳を持っている人や、病気・事故などで生活に支障が出て困っている人
▶問合先　健康福祉課高年障害係
☎492-9137

高齢者総合相談

▶と　き　月～金曜日 8:30～17:15
▶ところ　地域包括支援センター（役場新館１階）
▶問合先　健康福祉課地域包括支援センター　☎492-9150

母子家庭等相談

▶と　き　1月15日(水)10:00～16:00
▶ところ　地域福祉課児童福祉係
▶相談員　兵庫県母子自立支援員
▶内　容　離婚に関する相談にも応じます(前日までに要予約)。
▶問合先　地域福祉課児童福祉係
☎492-9136

法律相談

▶と　き　1月23日(木)13:30～
▶ところ　コミュニティセンター
▶内　容　弁護士による法律全般
▶申　込　相談日の前日8:30から先着９人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません。（相談時間は1人20分）
▶問合先　企画課　☎492-9130

行政相談

▶と　き　1月23日(木)13:30～15:00
▶ところ　コミュニティセンター
▶内　容　国・県・町などへの苦情や意見・要望など
▶方　法　面談。直接会場へ
▶問合先　企画課　☎492-9130

消費生活相談員による相談

▶と　き　月曜日（休みのときは火曜日)、金曜日(9:30～12:00、13:00～16:00)
▶内　容　消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談
▶方　法　面談：危機管理課
電話：☎492-9151
▶問合先　危機管理課　☎492-9168

人権相談

▶と　き　1月21日(火)13:30～15:30
▶ところ　総合福祉会館
▶内　容　人権擁護委員による相談（相談日の前日までに要予約）
▶申込・問合先
西部隣保館　☎492-3119

神戸地方法務局加古川支局人権相談

▶と　き　月～金曜日 9:00～17:00（12:00～13:00は除く）
▶ところ　神戸地方法務局加古川支局人権相談室
☎0570-003-110

心配ごと相談

▶と　き・ところ
第3木曜日　母里福祉会館
第4木曜日　障害者ふれあいセンター
それぞれ 13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)
相談員は司法書士、社協職員の他、民生委員・児童委員など。
第２木曜日は弁護士による相談
障害者ふれあいセンター
13:30～15:30(要予約、先着4人まで)
▶申　込　稲美町社会福祉協議会
☎492-8668

介護相談

▶と　き　月～金曜日　9:00～17:00
▶方　法　電話、面談、訪問（要予約）
▶申込・問合先
稲美町社会福祉協議会
居宅介護支援事業所こぶし
☎492-8779

税理士による無料税務相談

▶と　き　1月７日、14日
いずれも火曜日
受付　13:15～16:00
▶ところ　加古川税理士会館
▶問合先　近畿税理士会加古川支部
☎421-1144

兵庫県弁護士会による高齢者・障害者の権利擁護なんでも110番

▶と　き　1月21日(火)13:00～16:00
▶内　容　弁護士・社会福祉士などによる無料相談
▶方　法　電話またはFAX
☎　078-362-0074
FAX 078-362-0084

フィリピン台風災害義援金を募集しています

昨年11月、台風30号の通過により、フィリピンのレイテ島およびサマール島を中心とした地域に甚大な被害がもたらされました。
兵庫県では県議会と地方４団体が中心となり、民間団体の協力を得て、「平成25年フィリピン台風兵庫県義援金募集委員会」を設立し、義援金を募集しています。
町においても被災者支援のため、役場の各窓口および施設にも募金箱を設置しています。皆さまの温かいご支援をお願いいたします。詳しくはお問い合わせください。
義援金募集期間　**２月28日（金）**まで（役場の窓口には２月中旬ごろまで募金箱を設置する予定です）
義援金募集方法　下記の口座へお振込みいただくか、役場各窓口等に設置している募金箱へお願いいたします。
振　込　先　【郵便振替口座：00950-9-165274】　名義：平成25年フィリピン台風兵庫県義援金募集委員会】
問　合　先　平成25年フィリピン台風兵庫県義援金募集委員会事務局（兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課内）
☎ 078-341-7711（内線5352・5386・5387）　FAX 078-362-9914

こすもすインフォメーション

1月の「オープン町長席」

と　き　1月23日（木）
午後1時30分～3時
ところ　役場新館1階ロビー
申込方法　開催日の前日午前8時30分から企画課で電話受け付けします。
各回先着3人（3組）。対話時間は1人（1組）20分。
申込みの際には、住所・氏名・電話番号のほか意見交換の内容を簡単にお聞かせください。
※苦情・陳情・要望等はお受けできませんのでご了承ください。

相談

子育て悩み相談

日ごろの育児や人間関係で少し疲れを感じているとき、誰かに話をすることで気持ちが軽くなることがあります。相談内容については秘密厳守します。気軽にご相談ください。事前に申し込みが必要です。
■とき　1月23日（木）午前10時～午後3時
■ところ　いきがい創造センター相談室
■相談員　天野乃理子（のりこ）氏（心理士）
■募集人数　4人（相談時間は1人1時間、希望により託児可）
■申込・問合先　子育て支援センター　☎492-9090

募集

嘱託職員募集

嘱託職員を募集します。希望する人は、総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ申し込んでください。
■募集職種　水道配水場職員
■採用人数　1人
■仕事の内容　配水場関連施設の管理
■採用時期　平成26年4月1日
■応募資格　昭和27年4月2日以降に生まれた人で、平成26年4月1日時点で普通自動車運転免許を有していること
■選考方法　書類選考及び面接
■受付期間　1月10日（金）～24日（金）の平日午前8時30分～午後5時15分
■必要書類　総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ申し込む
■受付場所　総務課
■問合先　総務課人事係　☎492-9131

臨時職員登録募集

登録を希望する人は、教育課に申し込んでください。
①預かり保育指導員（延長保育の指導員）
■応募資格　幼稚園教諭免許状または保育士資格を有する人、または平成26年3月31日までに資格取得できる人
②小中学校臨時講師、特別支援教育指導補助員
■応募資格　小学校または中学校教諭免許状を有する人、または平成26年3月31日までに資格取得できる人
☆①、②共通事項
■必要書類　臨時職員登録申込書（教育課に備え付けのもの、もしくはホームページに掲載しているもの）、免許状等の写し
■受付期間　随時必要書類を提出　平日午前8時30分～午後5時15分
※詳細についてはお問い合わせください。
■受付・問合先　教育課　☎492-9149

簡易耐震診断を無料で受けることができます

町及び県では、旧耐震基準住宅を対象に診断から改修まで住まいの耐震化を支援しています。
昭和56年５月以前に着工された旧耐震基準による住宅の簡易耐震診断については、無料で受けられるようになっています。
わが家が安全かどうか、まずは耐震診断を受けましょう。

◎簡易耐震診断
▶診断費＝無料

◎わが家の耐震改修促進事業
①耐震改修計画策定費補助
住宅の改修計画の策定に対して費用の一部を補助します。
▶補助金額＝戸建て住宅の場合、改修計画策定費の３分の２以内（限度額20万円）
②耐震改修工事費補助
住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を補助します。
▶補助金額＝戸建て住宅の場合、耐震改修工事費の３分の１以内（限度額80万円、ただし耐震診断の評点が0.7未満の木造戸建住宅のみ限度額93.3万円）
※事業着手前に補助申請が必要です。

【問合先】　役場都市計画課　☎492-9143
兵庫県建築指導課　☎078-362-4340

製造事業所の皆さまへ

平成25年工業統計調査調査票にご回答をお願いします

政府統計

○平成25年工業統計調査は、従業者４人以上の全ての製造事業所を対象に、平成25年12月31日時点で実施しています。
○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
○調査の結果は中小企業や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

工業統計キャラクター
コウちゃん

○１月初～中旬にかけて、調査員が調査票の回収にお伺いしますので、ご回答をお願い致します。
○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

経済産業省・兵庫県・稲美町